

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合同規約

〔昭和41年5月4日許可  
千葉県指令第1564号〕

改正	昭和42年 2月 9日	昭和49年 9月28日
	平成 4年 1月28日	平成 6年12月21日
	平成10年12月 2日	平成11年12月24日
	平成13年 3月30日	平成17年 2月16日
	平成18年 3月 3日	平成19年 1月26日
	平成22年10月13日	平成29年 4月21日
	平成30年 4月26日	

(組合の名称)

第1条 この組合は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、柏市、白井市及び鎌ヶ谷市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の事務を共同で処理する。

(1) 別表第1により定められた処理区域をもって共同処理する事務は、次のとおりとする。

イ し尿処理に関する事務

(イ) し尿処理施設の建設に関する事務

(ロ) (イ)の規定により建設した施設の管理及び運営に関する事務

(ハ) 上記に関する一切の事務

ロ 組合の施設周辺の環境整備を図る施設に関する事務

(イ) 次号イの規定により建設した施設から生じる余熱を利用した温水プール及びその付帯施設の建設に関する事務

(ロ) 都市公園の設置に関する事務

(ハ) (イ)の規定により建設した施設及び(ロ)の規定により設置した都市公園の管理及び運営に関する事務

(ニ) 上記に関する一切の事務

(2) 別表第2により定められた処理区域をもって共同処理する事務は、次のとおりとする。

イ ごみ処理施設の建設に関する事務

ロ ごみ処理施設の管理及び運営に関する事務

ハ 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理計画の策定、収集及び運搬に関する事務

ニ 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集若しくは運搬又は処分の事業に係る許可に関する事務

ホ 容器包装廃棄物の分別収集計画の策定、分別収集及び処理に関する事務

ヘ 上記に関する一切の事務

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、鎌ヶ谷市軽井沢2102番地の1に置く。

（議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は12人とし、関係市から各4人を選出する。

（組合議員の選挙）

第6条 組合議員の選挙は、関係市の議会において関係市の議会議員のうちから選挙する。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、関係市の議会議員の任期とする。ただし、組合議員が関係市の議会議員の職を失ったときは、その職を失う。

2 組合議員に欠員を生じたときは、3月以内にその組合議員の属していた関係市の議会において補欠選挙を行う。

3 補欠選挙により選出された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別議決の方法）

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決定する。

（執行機関の組織及び選任の方法）

第9条 組合に管理者1人、副管理者2人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、関係市の長の互選による。

3 副管理者は、管理者以外の関係市の長がこれにあたる。

4 会計管理者は、管理者の属する関係市の会計管理者がこれにあたる。

（管理者及び副管理者の任期）

第10条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期とする。

（職員）

第11条 第9条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例でこれを定める。

（監査委員）

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び学識経験者のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、学識経験者のうちから選任された者にあつては2年とする。

（経費の支弁方法）

- 第13条 第3条第1号イの事務に要する経費は、補助金、借入金、投入手数料、関係市の分賦金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 第3条第1号ロの事務に要する経費は、補助金、借入金、使用料、関係市の分賦金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 3 第3条第2号の事務に要する経費は、補助金、借入金、処理手数料、同号の事務を共同処理する市の分賦金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 4 前3項に規定する分賦金は、別表第3に定めるところにより、関係市又は第3条第2号の事務を共同処理する市に分賦する。
- 5 前項の規定によりがたい経費に係る分賦金の割合は、組合の議会の議決を経て定める。
- 6 分賦金は、管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規約の施行は、地方自治法第284条第1項の規定による許可があった日（昭和41年5月4日県指令第1564号）からとする。

附 則（昭和42年2月9日県指令第2号の2）

この規約の施行は、地方自治法第286条第1項の規定による許可があった日（昭和42年2月9日県指令第2号の2）からとする。

附 則（昭和49年9月28日県指令第2132号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和45年1月16日から適用する。

附 則（昭和49年9月28日県指令第2132号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則（昭和49年9月28日県指令第2132号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和47年6月21日から適用する。

附 則（昭和49年9月28日県指令第2132号）

この規約は、昭和48年3月2日から施行する。

附 則（昭和49年9月28日県指令第2132号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（平成4年1月28日県地指令第17号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成6年12月21日）

この規約は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成10年12月2日県地指令第14号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年12月24日）

この規約は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定（同日以降の許可に係る同号ニの規定による事務に係る部分に限る。）は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成13年3月30日県市指令第27号）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月16日県市指令第22号）

（施行期日）

1 この規約は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年度の経費の支弁方法については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月3日県市指令第67号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年1月26日県市指令第44号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月13日県市指令第1402号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成29年4月21日県市指令第242号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成30年4月26日県市指令第259号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

別表第 1 (第 3 条第 1 号関係)

共同処理する事務	共同処理する区域	
第 3 条第 1 号に掲げる事務	柏市	曙橋、泉、泉村新田、岩井、岩井新田、大井、大井新田、大島田、大島田一丁目、大島田二丁目、大津ケ丘一丁目、大津ケ丘二丁目、大津ケ丘三丁目、大津ケ丘四丁目、風早一丁目、風早二丁目、片山、片山新田、金山、高南台一丁目、高南台二丁目、高南台三丁目、五條谷、しいの木台一丁目、しいの木台二丁目、しいの木台三丁目、しいの木台四丁目、しいの木台五丁目、水道橋、千間橋、染井入新田、高柳、高柳一丁目、高柳二丁目、高柳新田、塚崎、塚崎一丁目、塚崎二丁目、塚崎三丁目、手賀、手賀新田、手賀の杜一丁目、手賀の杜二丁目、手賀の杜三丁目、手賀の杜四丁目、手賀の杜五丁目、藤ヶ谷、藤ヶ谷新田、布瀬、布瀬新田、緑台、南高柳、箕輪、箕輪新田、柳戸、若白毛、鷺野谷及び鷺野谷新田
	白井市	全域
	鎌ヶ谷市	全域

別表第 2 (第 3 条第 2 号関係)

共同処理する事務	共同処理する区域	
第 3 条第 2 号に掲げる事務	柏市	曙橋、泉、泉村新田、岩井、岩井新田、大井、大井新田、大島田、大島田一丁目、大島田二丁目、大津ケ丘一丁目、大津ケ丘二丁目、大津ケ丘三丁目、大津ケ丘四丁目、風早一丁目、風早二丁目、片山、片山新田、金山、高南台一丁目、高南台二丁目、高南台三丁目、五條谷、しいの木台一丁目、しいの木台二丁目、しいの木台三丁目、しいの木台四丁目、しいの木台五丁目、水道橋、千間橋、染井入新田、高柳、高柳一丁目、高柳二丁目、高柳新田、塚崎、塚崎一丁目、塚崎二丁目、塚崎三丁目、手賀、手賀新田、手賀の杜一丁目、手賀の杜二丁目、手賀の杜三丁目、手賀の杜四丁目、手賀の杜五丁目、藤ヶ谷、藤ヶ谷新田、布瀬、布瀬新田、緑台、南高柳、箕輪、箕輪新田、柳戸、若白毛、鷺野谷及び鷺野谷新田
	鎌ヶ谷市	全域

別表第3（第13条第4項関係）

区分	負担割合
第3条第1号イ	均等割 3割
	し尿処理割 7割
第3条第1号ロ	均等割 3割
	人口割 2割
	し尿処理割 2割5分
	ごみ処理割 2割5分
第3条第2号	均等割 2割
	ごみ処理割 8割
備考	
人口割、し尿処理割及びごみ処理割は、次のとおりとする。	
1 人口割は、別表第1で定められた処理区域内の前年9月30日現在における住民基本台帳人口に比例して関係市に分賦する。	
2 し尿処理割は、前前年10月1日から前年9月30日までのし尿及び浄化槽汚泥投入量に基づき関係市に分賦する。	
3 ごみ処理割は、前前年10月1日から前年9月30日までのごみ搬入量に基づき第3条第2号の事務を共同処理する市に分賦する。	